

重要事項説明書「訪問介護相当サービス」

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

京都府指定 第 2671800239 号

1. 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会
代表者役職・氏名	理事長 高田 英一
所在地	京都府城陽市寺田林ノ口 11 番 64
電話番号	(0774) 30-9000
設立年月	昭和 53 年 6 月 1 日

2. 綾部東部在宅介護支援センター（訪問介護相当サービス）の概要

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 46-0155 ※ご不明の点はなんでもおたずねください。

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	綾部東部在宅介護支援センター
所在地	綾部市十倉名畑町欠戸 29 番地の 1
管理者氏名	内川 大輔
サービスを提供する地域	綾部市内（市外の聴覚障害者の方はご相談下さい）
事業所が行う他の業務	訪問介護 京都府指定 第 2671800239 号

(2) 当事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉主事	1 名		職員・業務の管理	1 名
サービス提供責任者	介護福祉士	1 名	1 名	計画書の作成・サービスの調整等	2 名
	2 級修了者	名			
従事者	介護福祉士	名	6 名	訪問介護	6 名
	2 級修了者	名	3 名	訪問介護	3 名
	初任者研修修了者	名	0 名	訪問介護	0 名

*訪問時は身分証を携行しています。必要な時はご自由に提示をお求め下さい。

(3) サービス提供時間帯

通常は、(月)～(日) 午前7時30分～午後9時30分まで

ただし、12月29日～1月3日は除く

緊急の相談等必要な時は、併設事業所と連携をとりながら、年中無休、終日連絡可能な体制をとります。

3. 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

(1) いこいの村 運営の基本方針

- ①利用者が施設の主人公です。
- ②一人一人が、自分にとっても社会的にも意味のある存在です。社会的役割をもち、人として生きる喜びと、明日への希望を描ける暮らしを目指します。そして、生涯発達支援や社会参加を重ね合わせた生活全般への支援を利用者と共に創造していきます。
- ③福祉の拠り所として、広く地域との交流に努めます。

(2) 綾部東部在宅介護支援センター 運営の方針

- ①訪問介護員（ホームヘルパー）は、高齢者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、生活全般にわたる総合的な援助を行います。
- ②訪問介護計画に基づいて当支援センター内で十分協議しながら、関係行政機関、地域の医療・保健・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的な援助に努めます。

4. サービス内容

身体介護および生活援助等の自立支援

身体介護

- ①入浴介助・・・入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。
- ②排泄介助・・・排泄の介助、おむつ交換を行います。
- ③食事介助・・・全面介助、一部介助又は見守りを行います。配膳、下膳まで含まれます。
- ④体位変換・・・体位の変換の介助を行います。
- ⑤着脱介助・・・自分で行えるように配慮しながら衣服の着脱の介助を行います。
- ⑥整容介助・・・自分で行えるように配慮しながら見繕いの介助を行います。
- ⑦通院介助・・・通院の介助を行います。

生活援助

- ①買物・・・日常生活に必要な物品の買物を行います。買物に伴う金銭管理には十分注意し、常に利用者の確認を得ながら行います。利用者宅から買物に出かけることが原則ですが、派遣時間との関係等により訪問前に買物を行う場合は、利用者やサービス提供責任者等と十分相談し、買物の内容や金銭管理について確認のうえ行います。
- ②調理・・・利用者のための食事の調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行います。
(利用者以外の家族等の食事の調理は提供できません)

③掃除・・・居室等の掃除、布団干し、日常生活用品等の整理整頓を行います。居室等とは、利用者が日常生活に使用している部屋、台所、トイレ、風呂場等です。
(庭等の敷地の掃除は原則として行いません)

④洗濯・・・衣類等の洗濯を行います。等

(3) その他のサービス

①介護等に関する、相談 ・ 助言等行います。

5. 利用料金

(1) 利用料

① 介護保険から給付サービスを利用する場合は、負担割合証にある割合で利用料金を請求します。

②介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

『訪問介護相当サービス費』(1月につき)

予防訪問介護Ⅰ	週1回程度の利用が必要な場合	11,760円
予防訪問介護Ⅱ	週2回程度の利用が必要な場合	23,490円
予防訪問介護Ⅲ	(Ⅱ)を超える利用が必要な場合	37,270円

① 上記基本料金に対して、特別地域加算として、15%増しとなります。

② 以下の加算に該当される場合は、所定の加算をいただきます。

初回加算 2,000円、生活機能向上連携加算 1,000円。

③ 基本サービス費に各種(当該加算は除く)を加えた料金に対して、訪問介護処遇改善加算(Ⅰ)24.5%が加算されます。

6. 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日17時まで
に事業者申し出て下さい。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

①サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

②利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) サービス提供について

- ①サービスは、「訪問介護計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- ②サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ③ホームヘルパーが必要に応じて事業所に連絡する場合は電話を使用させていただきます。

(3) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、書類、鍵等の預かり
- ③利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤飲酒・喫煙及び飲食
- ⑥身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します)
- ⑦その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にごその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。

なお、訪問介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

9. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています
虐待防止に関する担当者 寺尾智子
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています
- (5) サービス提供中に、当該事業所又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します

10. 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

- (1) 料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月の10日に請求書を発送いたします。
その月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 現金支払
 イ. 金融機関口座からの自動引き落とし
 ご利用できる金融機関：京都丹の国農業協同組合
 京都北都信用金庫
 ゆうちょ銀行
 お振込みもできます。ご相談ください。

11. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医（連絡先）	
ご家族（連絡先）	
ケアマネジャー	

12. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	福祉事業者総合補償制度【まごころワイド】

13. 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います
- (2) 事業所の設備及び設備等について、衛生的な管理に努めます

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます

14. 業務継続計画の策定等について

15. 苦情の受付について

16. 外部評価について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を一年に一度行っています。結果は、福祉と医療を支援する総合情報提供サイトのワムネットにも載せています

訪問介護相当サービスの提供開始にあたり、利用者に対して 本書面に基づいて、重要な事項を説明し交付しました。

(説明・交付年月日)

年 月 日

事業者

所在地 京都府城陽市寺田林ノ口 11 番 64
事業者名 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会
代表者 理事長 高田 英一 印

事業所

所在地 綾部市十倉名畑町欠戸 2 9 番地の 1
事業者名 綾部東部在宅介護支援センター
代表者 内川 大輔

説明者 サービス提供責任者

氏 名

印

私は、本書面により、事業者から訪問介護相当サービスについて重要事項説明を受け同意し、書面を受領しました。

(同意・受領年月日)

年 月 日

利用者

住 所

氏 名

印

(家族・代理人)

住 所

氏 名

印